2021 年 2 月 17 日
自動車総連

自動車総連　記者説明会次第

2021 年総合生活改善の取り組みについて

～ 新たな時代に向けて 高めよう！ 職場の力 ～

○日　時：2021 年 2 月 17 日（水）15:00 ～ 15:30 目途

○場　所：View-well Square（ビューウェル　スクエア）

○次　第：
1. 会長挨拶
2. 取り組み状況説明
3. 質疑応答

○自動車総連出席者：

会　　長	髙倉　明
事務局長	金子　晃浩
副事務局長	森口　勲
（司会：企画総務局局長	粕谷　強）

○配布資料：
- 補足資料 2021 年総合生活改善の取り組みについて
- 2021 年総合生活改善　第 1 回中央戦術委員会＜確認事項＞
- 2021 年総合生活改善の取り組み　主要 12 組合　要求内容

＜ご参考＞自動車総連概要
- 組織人員　798,000 人
- 加盟組合数　1,049 組合（2021 年 2 月現在）
- 所在地　東京都港区高輪 4-18-21　View-well Square
- 電話　03-5447-5811

以　上

2021 年 2 月 17 日
自 動 車 総 連

2021 年総合生活改善の取り組みについて

1. 2021 年総合生活改善の取り組み　基本方針

目指すべき方向性	**今次取り組みを通じて、職場の力を高めることで、産業の変革期やコロナ禍に負けない職場をつくり、自動車産業の永続的な発展を目指す**
取り組みの基本方針（案）	○**働く者の総合的な底上げ・底支え、格差是正**に向けて、総合生活改善に取り組む ○将来不安の払拭、産業の持続・発展、「生産性運動三原則」の観点から、**賃上げを軸とした「人への投資」**に継続して取り組む ○**新たな時代の働き方を実現させる**べく、働き方の改善を積極的に進め、体質強化や生産性向上などにつなげる

【参考1】取り組みのイメージ

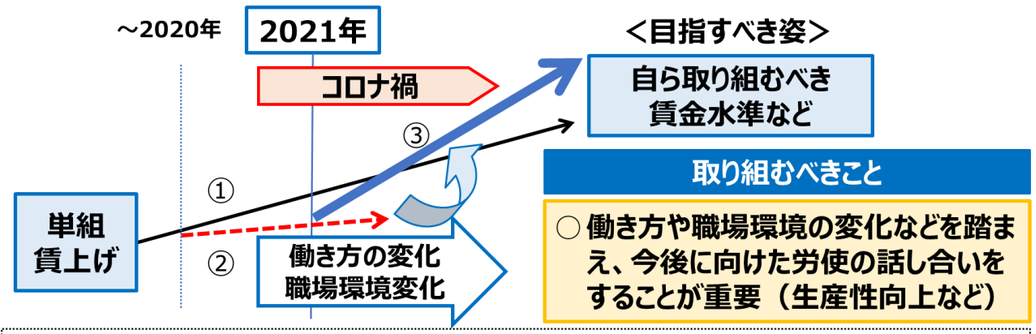

①：目指すべき姿に向けた、賃金引き上げのステップイメージ
②：コロナ禍の影響により、取り組みの難しさがある単組もある
③：働き方の変化を生産性向上につなげることなどを通じ、目指すべき姿に近づける

2. 取り組みのポイント（月例賃金）

＜絶対額を重視した取り組みについて＞

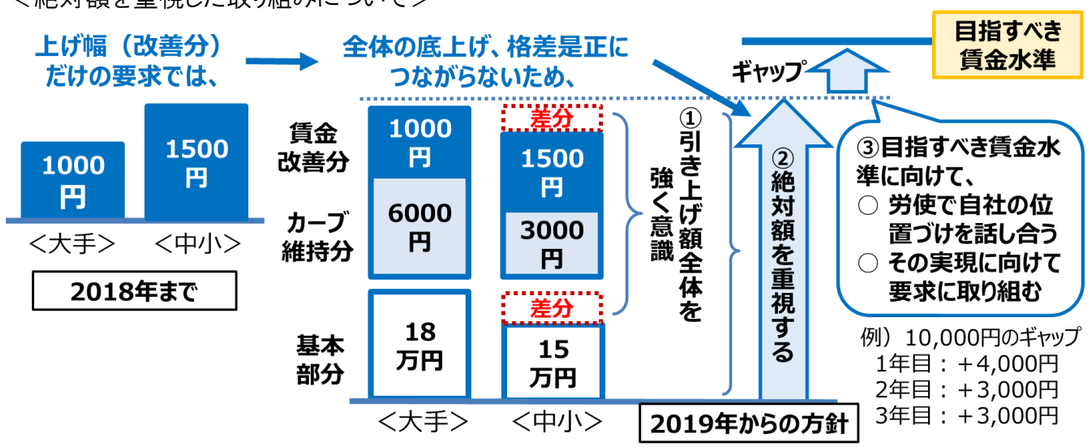

【参考2】個別賃金要求・回答推移（中堅技能職）

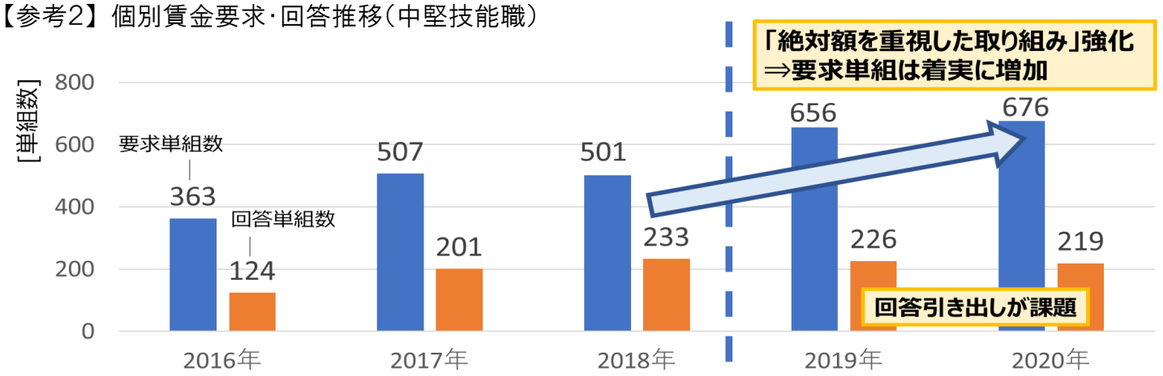

【参考3】技能職・35 歳ポイント別賃金指数（人数規模別、3,000 人以上＝100）

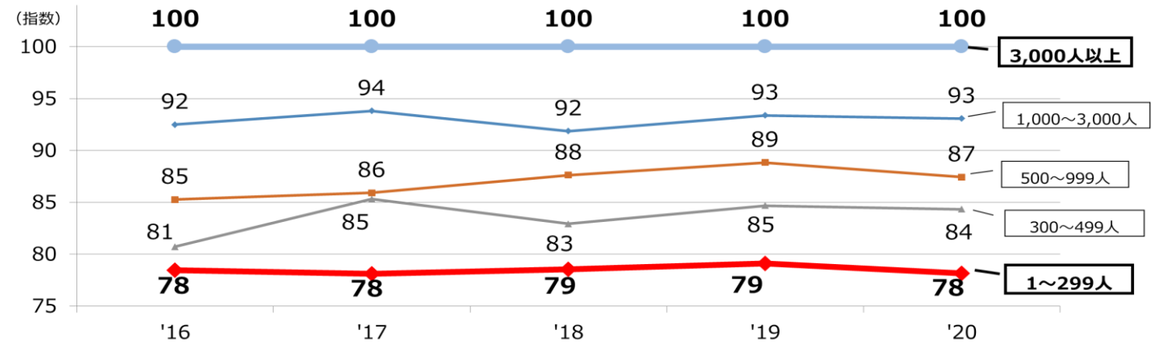

3. 取り組みのポイント（働き方の改善）

○新たな働き方や、職場の課題などについて労使での話し合いを進め、生産性向上や競争力強化を図ることで、自動車産業の永続的な発展に繋げていく

取り組みの観点	具体的な取り組み（一例）
産業の変革期に負けない働き方	・**働き方の見直し**（働き方の改善、ムリ・ムダの削減、仕事のプロセス改革など） ・**生産性向上に繋がる働き方**（職場風土や意識改革、効率的な働き方など） ・60 歳以降の働き方（総連方針を踏まえた取り組み、70 歳までの就業を目指した法改正対応など） ・多様な働き手・働き方への対応　など（女性、高齢者、障がい者、LGBT、育児・介護・治療との両立など）
コロナ禍を踏まえた新たな時代の働き方	・**IT ツールの活用による生産性の向上**（テレワークや Web 会議等） ・**上記を踏まえた、労働諸条件改善の取り組みや環境づくり**（各種手当の新設、インフラ環境整備、労働時間管理など） ・コロナ禍における職場環境の改善（ミーティングの開催方法、配席見直し等のソーシャルディスタンスを踏まえた対応など） ・全ての業種・職場における働き方の改善など（車体・部品、販売、輸送等の業種別部会と連携して取り組む）

4. 取り組み基準（抜粋）

＜月例賃金＞

○ 全ての単組は、求める経済・社会の実現、自らの目指すべき賃金水準の実現及び賃金課題の解決に資する基準内賃金の引き上げに取り組む。

＜個別ポイント賃金の取り組み＞

○ 個別ポイント賃金は、**技能職若手労働者（若手技能職）及び中堅労働者（中堅技能職）**とし、**各単組の目指すべき賃金水準に向けて、**それぞれの状況を踏まえて要求する。

〔技能職若手労働者（若手技能職）銘柄及び中堅労働者（中堅技能職）銘柄の目指すべき水準〕

		技能職若手労働者（若手技能職）	技能職中堅労働者（中堅技能職）
賃金センサスプレミア	（製造業 1,000 人以上の第 9 十分位）	323,200 円	370,000 円
自動車産業プレミア【新設】	（総連 1,000 人以上の第 9 十分位）	282,000 円	328,000 円
自動車産業アドバンス	（総連全体の第 9 十分位）	254,000 円	292,000 円
自動車産業目標	（総連全体の第 3 四分位）	239,000 円	272,000 円
自動車産業スタンダード	（総連全体の中位）	220,000 円	248,000 円
自動車産業ミニマム	（全ての単組がクリアする基準）	215,000 円	240,000 円

＜平均賃金の取り組み＞

○ 平均賃金は、生活の安心・安定の観点などを踏まえ、**徹底して賃金カーブ維持分の確保に取り組む**。

○ また、現下の産業情勢を認識する一方で、労働の質的向上、賃金の底上げ・底支え、格差是正の必要性などの要素を総合的に勘案し、**賃金カーブ維持分を含めた引き上げ額全体を強く意識した基準内賃金の引き上げに最大限取り組む**。

○ 取り組みにあたっては、各単組の**目指すべき賃金水準（あるべき姿）及び賃金課題の解決に向けて、これまでの取り組み【*1】を踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する**。

○ 非正規雇用で働く仲間（直接雇用に対しては、雇用確保と労働諸条件の維持、及び一般組合員との連関性を強く意識し、これまでの取り組み【*2】を踏まえ自ら取り組むべき賃金水準を設定し要求する。

【*1】自動車総連の平均賃金要求実績
… 2019 年：約 7,650 円（うち賃金改善分 3,759 円）、2018 年：約 7,500 円（うち賃金改善分 3,413 円）

【*2】自動車総連の非正規雇用で働く仲間（直接雇用）の平均賃金要求実績（有額換算可能な単組の平均）
… 2019 年：時給 22.7 円、2018 年：時給 19.8 円

【参考4】上部団体の方針（賃金）

連合	定期昇給相当（賃金カーブ維持相当）分（2%）の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現し、感染症対策と経済の自律的成長の両立をめざす。
金属労協（JCM）	① 定期昇給など賃金構造維持分を確保する。 ② 各産別は、3,000 円以上の賃上げに取り組むことを基本としつつ、おかれている状況を踏まえて、具体的な方針を決定する。 ③ 賃金の底上げ・格差是正および日本の基幹産業にふさわしい賃金水準確立の観点から、35 歳相当・技能職の個別（銘柄別）賃金について、めざす水準への到達に向けて、賃上げに取り組む。

＜働き方の改善＞

○ コロナ禍を契機とした働き方の変化を踏まえ、**産業の変革期や新たな時代の働き方を実現させるべく、全ての職場における働き方の改善や、生産性向上などに資する労使協議や提言に取り組む**。

○ 「New START12」の枠組みに基づき、労働時間の削減や年休取得推進など**総労働時間の短縮**、また 36 協定の特別延長時間の上限引き下げに取り組む。

＜企業内最低賃金＞

○ **協定未締結の全ての単組は、必ず新規締結に向けて要求を行う。**

○ すでに締結している単組は、それぞれの状況を踏まえ、着実に取り組みの前進を図る。

①各単組の**目指すべき企業内最低賃金に向けた締結額の引き上げに積極的に取り組む**。

・**18 歳の最低賃金要求は「164,000 円以上」**とする。

・締結額の引き上げに向けては、高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。

なお、取り組みにあたっては JCM の中期的目標（月額 177,000 円程度）を目指し、計画的に取り組む。

②締結対象の拡大に向けては、**非正規雇用で働く仲間への対象拡大を目指して取り組む**。

○ ①②を同時並行的に進めることとするが、締結額については、特定最低賃金の金額改正へ波及すること（影響度）も踏まえ、各単組の実態に応じて優先順位を決定する。

＜年間一時金＞

○ **年間 5 ヵ月を基準**とする。基準を下回る場合は、最低でも昨年獲得実績以上とする。
（最低保障水準 40%以上）

＜非正規雇用で働く仲間に関する取り組み＞

○ 「同一価値労働同一賃金」に基づく**労働諸条件の改善**

○ **雇用に係る経営対策**の取り組み

○ **組織化**に向けた取り組み

【参考5】自動車総連における非正規雇用で働く仲間の状況

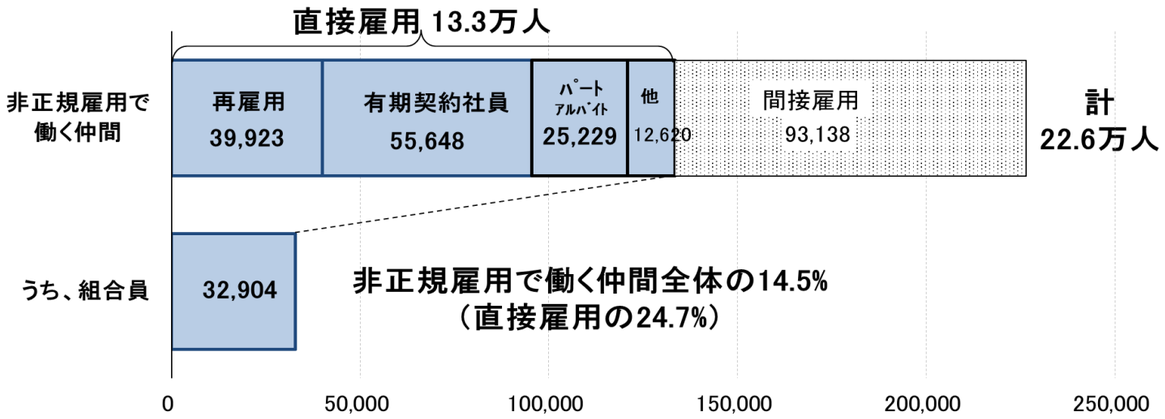

出所：自動車総連「非正規労働者の雇用実態調査」、「組織基本調査」（2020年）

以　上

2021年総合生活改善 第1回中央戦術委員会
＜確認事項＞

2021 年 2 月 8 日
自 動 車 総 連

☆自動車総連は、1 月 14 日の第 88 回中央委員会において、
『新たな時代に向けて　高めよう！職場の力』のスローガンのもと、
〇今次取り組みを通じて、職場の力を高めることで、産業の変革期やコロナ禍に負けない職場をつくり、自動車産業の永続的な発展を目指す
との思いを果たすべく、2021 年総合生活改善の取り組みを進めていくことを全会一致で確認した。

☆以降、全ての労連・単組にて、自動車産業の変革期や新型コロナウイルスの影響等による大変厳しい現状を認識した上で、職場力の向上と産業の永続的な発展に向け、月例賃金や働き方の改善などの「自らの要求」を構築してきた。その要求を何としても実現し、組合員一人ひとりをもっと元気に前向きにさせるべく、それぞれの立場で経営と丁寧な議論を積み重ね、自動車総連一体となって働く者の総合的な底上げ・底支え、格差是正に向けた取り組みを進めていかなければならない。

１．要求提出

全ての単組は、2 月末日までに要求書を提出する。

〇 主要単組における統一要求提出日は、2 月 17 日（水）とする。

〇 車体・部品部門においては、2 月 24 日（水）までに要求提出を完了する。

２．統一交渉の推進

強固な共闘体制のもと交渉を進めていくべく、主要単組における統一交渉日を次の通り設定する。なお交渉の状況は、交渉機関を通じて速やかに共有する。

〇 第 1 回：2 月 24 日（水）　〇 第 2 回：3 月 3 日（水）　〇 第 3 回：3 月 10 日（水）

３．回答引き出し

〇 自動車総連全体のヤマ場を 3 月 17 日（水）から 3 月 26 日（金）までとし、この間で、各単組・労連は、集中的な回答引き出しに最大限努力する。

〇 主要単組における集中回答日は 3 月 17 日（水）とし、午前中に要求項目の同時回答を引き出す。

〇 全ての単組は 3 月末解決を目指し、遅くとも 4 月末までの解決に強力に取り組む。

〇 なお販売部門については 3 月末解決を目指し取り組むとし、3 月末解決が難しい単組においては、一日でも早い解決を目指す。（販売部会確認事項）

４．交渉機関の設置

中央戦術委員会、戦術会議を設置し、交渉戦術を適宜策定・展開するとともに、各業種別部会を機動的に開催し情報交換を行うことで、共闘効果を高めていく。

また、上部団体や他産別との緊密な連携、交渉状況の的確な収集・分析、社会への効果的な発信を行うため、自動車総連本部内に情報センターを 2 月 17 日（水）より設置する。

５．自動車総連一体となった取り組み

産業を支える全ての仲間の処遇改善を図るとともに、総合生活改善における“働く者の総合的な底上げ・底支え、格差是正”を推し進めるべく、業種や規模の違いにかかわらず、全ての単組・労連、自動車総連本部は、それぞれに求められる役割を確実に果たすことで、自動車総連一体となった取り組みとしていく。

＜次回開催＞

〇第 2 回中央戦術委員会を 3 月 1 日（月）に開催する。

以　上

＜取扱い注意＞

2021年総合生活改善の取り組み　メーカー部会主要12組合　要求内容

プレス用

2021年2月17日
自動車総連

組合名	要求			（参考） 働き方の改善 ※通年での取り組みを含む
	個別賃金水準(円) 1行目：若手技能職 *1 2行目：中堅技能職 *2	一時金（年間月数）	非正規雇用で働く仲間に関する取り組み（賃金・一時金など）	
トヨタ	316,020 391,110 420,610*3	6.0	＜賃金＞ 賃金引き上げ・人への投資全組合員一人平均9,200円に含む。 ＜一時金＞ スキルド・パートナー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	・コロナ禍での働き方の振り返りと、それを踏まえ今後労使で取り組むべきことを確認 ・多様な組合員一人ひとりの能力発揮・成長を阻む課題について議論 ・グループ全体の競争力強化に向けて取り組むべきことを議論
日産	(316,600) 参考値*4 (350,100) 参考値*4 ※要求は平均賃金改定原資7,000円	5.0	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 ：（一般組合員に準じた額として）月給の一人平均改定額1,000円。	・総労働時間短縮の取り組み ・業務負荷の平準化・適正化 ・職場環境の改善
本田技研	300,350*5 373,300*5	5.0+0.3	＜一時金＞ 再雇用従業員：年間5.0ヵ月＋0.3ヵ月（5.3ヵ月）	・生産性向上に向けて労使議論を継続
マツダ	256,600*5 333,400*5	4.8+6万円	＜一時金＞ エキスパート・ファミリー組合員：等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員：妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。	・持てる力を継続的に発揮する（意欲が高まり続ける）ための基盤整備について協議
三菱自工	270,300*5 324,600*5	4.6	＜一時金＞ シニア・パートナー社員、パート・アルバイト社員 ：社員平均支給月数が決定後、各制度や取り決めにもとづき、労使で確認・決定する。	・総労働時間短縮 ・36協定締結内容の見直し ・在宅勤務制度改正に向けた検討
スズキ	ー*6 ー*6	5.3	＜賃金＞ 再雇用嘱託社員：正規従業員に準じた賃金引き上げを要求する。	・完全有給休暇取得を含めた総実労働時間短縮について協議
SUBARU	263,807 323,831	5.0+0.2	再雇用者（シニアスタッフ、シニアパートナー） ：人への投資として 一人平均1,000円相当の賃金引き上げを要求する。 組合員ではない非正規労働者に対しては、総合的な労働条件改善を要請する。	・一人ひとりがよりチャレンジできる職場風土、環境づくり
ダイハツ	ー*6 ー*6	5.7	＜賃金＞ シニアエキスパート/パートタイマー組合員　：一般組合員に連動した要求とする。	・職場力の更なる向上 （安全衛生の取り組み/職場活性化に向けた取り組み）
いすゞ	299,036 363,220	5.0+0.4	＜賃金＞ 再雇用組合員（スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ） ：魅力ある職場に向けた人への投資1人平均1,500円。 ＜一時金＞ 再雇用組合員（スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ） ：一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。 ＜その他＞ 組合員以外の直接雇用非正規労働者 ：諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成のための処遇改善を要請する。 また雇用形態ごとでの不合理な待遇差がないよう処遇の実態把握と必要に応じた改善を要請する。	・労働時間や就労の在り方に関する論議の継続 ・在宅勤務制度の拡充を始めとした多様な、かつ柔軟な働き方に関する議論の継続
日野	291,000 361,000	5.0	＜賃金＞ 賃金課題解決の原資として組合員一人5,000円(シニア組合員も含む) ＜一時金＞ シニア組合員：年間5.0ヵ月分を要求する。	・人・組織の活力を向上させるために人事処遇制度改定を含めた、意識・組織風土の改革や仕組みの構築
ヤマハ発動機	270,400*7 310,200*7	5.5	＜賃金＞ エキスパート社員：賃金改善分として3,000円（1人平均）を要求する。 ＜一時金＞ エキスパート社員：5.5ヵ月を要求する。 ＜その他＞ 契約社員・パート社員の処遇改善を要求する。	・職場目線で確認した働き方や職場環境などの改善にむけた議論 ・総労働時間短縮に向けた議論
日本発条	275,640 307,290 226,130*8	5.0	＜賃金＞ シニア組合員及び直接雇用で働く仲間（再雇用者を除く） ：組合員の取り組み結果に応じた引き上げを要求する。 ＜一時金＞ シニア組合員：5.0ヵ月分を要求する。	・WLBの確保に向けた勤務間インターバル制度の導入 ・年休取得の管理指標の管理
12組合	ー	5.23	ー	ー
（参考）11メーカー組合	ー	5.25	ー	ー

*1：「技能職若手労働者（若手技能職）」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支えする中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。
*2：「技能職中堅労働者（中堅技能職）」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。
*3：技能職EX級　技能3等級　*4：原資を評価に基づき配分する賃金制度の特性上、参考値。　*5：現行水準　*6：要求は行うが水準は非公開　*7：現行値に賃金改善分を反映させた理論値　*8：高卒製造職掌、勤続7年　*9：全組合員には、シニア期間従業員会員、スキルド・パートナー会員、パートタイマー会員を含む